

令和5年第7回7月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年7月7日(金) 午後1時58分から午後2時32分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、32人出席
4. 出席委員名

1. 田戸岡 誠 2. 古坂 勇樹 3. 太田 善造 4. 三橋 衛 5. 工藤 育江
6. 野宮富喜子 7. 笠井 正己 8. 新岡 亮 9. 吉田 秀美 10. 菊池 昭二
11. 葛西 勝久 12. 秋田谷廣次 13. 工藤しのぶ 14. 成田 金春 16. 今 輝義
17. 鎌田 誠 18. 福井 清光 20. 三橋 弘 21. 斉藤 鉄男 22. 成田 清繁
23. 長谷川一幸 25. 長谷川秀樹 26. 小山内 壽 27. 藤本 正彦 28. 工藤 正樹
29. 稲葉 武彦 30. 福井二三夫 31. 工藤 宰 32. 横山 治彦 34. 神 文敏
35. 羽場 晃 36. 浅見 春樹 計 32人

5. 欠席委員名 15. 杉森 広宣 24. 工藤 恒實 33. 山本 康樹 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
議案第43号 生産資材等に対する支援の充実・強化の要望について
議案第44号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正(案)について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗
主事：西巻壘斗 専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第7回(7月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

7月に入り、暑い日が続いております。私が、昨年7月1日より会長に推挙され、ようやく、1年が過ぎ2年目に入りました。1年目は分からない事だらけでありまし

たがこれからは、色々な事をしっかり身に付け委員方々につがる市農業委員会発展のため尽くしていきたいと思っておりますのでご協力の程、よろしくお願い致します。

さて、本日は7月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。

「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には29番稲葉武彦委員、30番福井二三夫委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 報告第12号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 議案第39号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第40号 | 農地法第5条第1項に規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第41号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第42号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第43号 | 生産資材等に対する支援の充実・強化の要望について |
| 議案第44号 | 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正（案）について |

以上、報告1件、議案6件、計7件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第12号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年7月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第12号は、1ページの番号96番から2ページの番号99番までの4件です。解約は田が4件で面積は23,040㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第39号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、3ページをお開きください。議案第39号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年7月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第39号は、3ページの番号165番から11ページの番号178番までの14件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が2件で、田が12,623㎡、畑が8,450㎡、「一般の売買」が3件で、田が10,656㎡、「贈与」が8件で、田が25,502㎡、畑が32,671㎡、樹園地が10,239㎡となっております。また、使用貸借権設定が1件で、樹園地が2,900㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから5ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。3ページ、165番の畑は総額50万円、10a当り約5万9千円、166番の田は10a当り25万円、4ページ、167番の田は10a当り30万円、168番の田は総額245万円、10a当り約25万円、169番の田は総額2万円、10a当り約4万8千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結致します。これより、議案第39号を採決致します。おはかり致します。議案第39号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第40号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

12ページをお開きください。議案第40号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年7月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号9番の申請地は、富苑町の畑1筆で面積が16,851㎡です。砂地部分を掘削し、保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま。

次に番号10番の申請地は、木造出来島の畑1筆で面積が606㎡です。風況調査塔及び観測機器ライダーの設置で、3年間の貸借権設定の一時転用です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。14番成田金春委員、報告をお願い致します。

(14番成田金春委員、報告)

現地確認の報告をいたします。本日午前10時00分より、「26」番「小山内」委員と私「14」番「成田」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

12ページの番号9番の申請の場所は、航空自衛隊車力分屯基地より北西に約3.5mに位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号10番の申請の場所は、出来島コミュニティ消防センターより南東に約740mに位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結致します。これより、議案第40号を採決致します。おはかり致します。議案第40号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第41号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは13ページをお開きください。議案第41号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年7月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第41号は、13ページ 番号31番から、25ページ 番号257番までです。

内訳ですが、「公社への売買」で、田が3件、面積が合計5,411㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が3件、面積が合計27,608㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が4件、面積が合計61,179㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が12件、畑が1件、合計13件、面積が合計169,239㎡です。議案第41号の合計としまして、田が合計22件、畑が1件、合計23件、面積が合計263,437㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると22件になります。

それでは、売買価格について説明致します。13ページをお開きください。13ページ番号31番の田は、10a当り20万円です。次に、番号32番の田は、10a当り20万円です。次に、番号33番の田は、総額125万円です。次に、14ページ番号34番の田は、10a当り30万円です。次に、番号35番の田は、総額13万円です。次に、15ページ 番号36番の田は、総額800万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結致します。これより、議案第41号を採決致します。おはかり致します。議案第41号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次の議案第42号については、本職が関係しておりますので、議長を神会長職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、神会長職務代理者、よろしくお願い致します。

議長（神会長職務代理者）

会長職務代理者の神です。暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願い致します。

議長（神会長職務代理者）

それでは、「議案第42号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、27番藤本正彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（27番藤本正彦委員が退席）

議長（神会長職務代理者）

それでは、議案第42号について説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは26ページをお開きください。議案第42号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年7月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第42号は、26ページ 番号910番です。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が1件、面積が6,137㎡です。議案第42号の合計としまして、田が1件、面積が合計6,137㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（神会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（神会長職務代理者）

ないようですので、議案第42号の質疑を終結致します。これより、議案第42号を採決致します。おはかり致します。議案第42号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（神会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり決定致しました。27番藤本正彦委員入室願います。

（27番藤本正彦委員が入室し着席）

議長（神会長職務代理者）

ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第43号生産資材等に対する支援の充実・強化の要望について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(村田総括主幹)

それでは、27ページをお開きください。議案第43号、「生産資材等に対する支援の充実・強化の要望」、生産資材等に対する支援の充実・強化の要望について承認を求める。令和5年7月7日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由でございますが、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町で構成する西・つがる地区農業委員会連絡協議会から、市町毎に要請決議を作成して要望するため、承認を求めるものであります。28ページをお願いいたします。西・つがる地区農業委員会大会

での決議事項として、青森県農業会議へ要請するものであります。令和5年度のつがる市農業委員会からの要望については、“生産資材等に対する支援の充実・強化の要望”という内容で提出したため、承認を求めるものであります。記載内容については事前に配布してあるため割愛させていただきますが、「生産資材の高騰による影響緩和のための支援事業の充実・強化」の要望となっております。以上、よろしく願いいたします。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第43号の質疑を終結致します。これより、議案第43号を採決致します。おはかり致します。議案第43号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に「議案第44号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正（案）について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

29ページをお開きください。議案第44号について説明致します。議案第44号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正（案）について。つがる市長より、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成18年4月作成）を次のとおり改正したい旨の協議があったので意見を求める。令和5年7月7日提出 つがる市農業委員会会長。

提案理由として 今般の基本方針の変更は、法改正に伴って記載が必要となる事項等の追加により、次の改正案について農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により農業委員会に意見を求めるものです。今回の主な変更点は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、（青森県農業経営・就農サポートセンターの体制整備や、中小・農家経営など多様な人材の確保等の考え方など）記載が必要となる事項の追加など、令和3年3月に変更した青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の、令和5年5月一部改正に即して、市の基本構想の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結致します。これより、議案第44号を採決致します。おはかり致します。議案第44号は、原案のとおりとし、つがる市長に回答することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおりとし、つがる市長に回答することに決定致しました。

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- | | | |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和5年8月9日(水) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |
| 2) 日 時 | 令和5年9月4日(月) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |

2. 事務連絡

- 1) 令和5年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田総括主幹）
- 2) 令和5年度 西・つがる地区農業委員会大会について（對馬主事）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第7回（7月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。